

訪問介護(令和6年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
訪問介護員等の員数	利用者に対し、訪問介護員等の員数を適切なものとする。	●指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。 ●常勤換算方法の場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入すること。 (通則＞常勤換算方法より) ●指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。 なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者でなければならない。
サービスの提供の記録	日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記すこと。	●指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容(例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別)、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。 ●指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならない。
	居宅サービス計画に基づいて訪問介護計画を立てること。	●サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければなりません。 ●訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければなりません。 ●訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。
	利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえて訪問介護計画を立てること。	●訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)てください。

訪問介護(令和6年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
訪問介護計画の作成	サービスの具体的内容、時間、日程等を明らかにすること。	●アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。
	利用者又はその家族への説明・同意・交付を行うこと。	●サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。 ●サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければなりません。 ●サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。
	・目標の達成状況を記録すること。 ・達成状況に基づき、新たな訪問介護計画を立てること。	●サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければなりません。 ●サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行ってください。
居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこと。	●居宅サービス計画を変更する場合は、居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合にサービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。
	訪問介護相当サービス計画・訪問型サービスA計画にサービスの提供を行う期間を記載すること。	●サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成してください。

訪問介護(令和6年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの具体的取扱方針	サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、訪問介護相当サービス計画・訪問型サービスA計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うこと。	●サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握(「モニタリング」という。)を行ってください。
	モニタリングの結果の記録を介護予防支援事業者等に報告すること。	●サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければなりません。
	訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合には、保険外サービスを訪問介護と明確に区分すること。	●保険外サービスについては、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号。以下「基準解釈通知」という。)等において、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いを示しており、例えば訪問介護については以下のとおりである。 「介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。

訪問介護(令和6年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて		●訪問介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合には、上記で示したとおり、保険外サービスを訪問介護と明確に区分することが必要であり、その具体的取扱いとして、事業者は以下の事項を遵守すること。 ① 保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定めること ② 契約の締結に当たり、利用者に対し、上記①の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書をもって丁寧に説明を行い、保険外サービスの内容、提供時間、利用料等について、利用者の同意を得ること。なお、保険外サービスの提供時間は、訪問介護の提供時間には含めないこと ③ 契約の締結前後に、利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。その際、当該介護支援専門員は、必要に応じて事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画(週間サービス計画表)に記載すること ④ 利用者の認知機能が低下しているおそれがあることを十分に踏まえ、保険外サービスの提供時に、利用者の状況に応じ、別サービスであることを理解しやすくなるような配慮を行うこと。例えば、訪問介護と保険外サービスを切り替えるタイミングを丁寧に説明する等、利用者が別サービスであることを認識できるような工夫を行うこと ⑤ 訪問介護の利用料とは別に費用請求すること。また、訪問介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること また、利用者保護の観点から、提供した保険外サービスに関する利用者等からの苦情に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置等必要な措置を講じること。なお、指定訪問介護事業者は、訪問介護を提供する事業者の責務として、訪問介護に係る苦情に対応するための措置を既に講じていることから、当該措置を保険外サービスに活用することが考えられる。 (「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」平成30年9月28日老推発0928第1号、老高発0928第1号、老振発0928第1号、老老発0928第1号 介護保険最新情報vol.678)

訪問介護(令和6年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
管理者及びサービス提供責任者の責務	管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行うこと	●管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」のうちの「第2章訪問介護」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ってください。 ●サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行ってください。 - 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 - 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 - 二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔くう機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 - 三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。 - 四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 - 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 - 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 - 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 - 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
訪問介護費	訪問介護の所要時間	●訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではありません。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算してください(緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。) ただし、所要時間20分未満の身体介護中心型の算定について頻回の訪問に該当する場合は、前記の規定に関わらず、20分未満の身体介護中心型について、前回提供した指定訪問介護から2時間未満の間隔で提供することが可能であり、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定するものとします。 ●1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、1回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定してください。訪問介護員等ごとに複数回の訪問介護として算定することはできません。

訪問介護(令和6年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	二人の訪問介護員等により指定訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ること	●別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときに算定してください。 ＜厚生労働大臣が定める要件＞ 二人の訪問介護員等により指定訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき イ 利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合
早朝・夜間・深夜の訪問介護の取扱い	夜間又は早朝、深夜に訪問介護を行った場合に算定すること。	●居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、算定してください。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。
	全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	●訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めた計画を策定してください。
	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	●サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、サービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければなりません。 ●会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。 ●「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催される必要があります。

訪問介護(令和6年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
特定事業所加算	サービス提供責任者が、訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、訪問介護員等から適宜報告を受けること。	●「利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 ●「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足ります。 ●「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能です。
	訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。	●労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。
緊急時訪問介護加算	サービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めたことが確認できるようにすること	●利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合に算定してください。 ●「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない(当該指定訪問介護を提供した時間帯が、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるものをいう。)訪問介護(身体介護が中心のものに限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとします。 ●緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録してください。

訪問介護（令和6年度）

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が同行したことが確認できるようにすること。	●新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定してください。。 ●本加算は、利用者が過去2月間（暦月）に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるものです。 ●サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録してください。